

甘楽町商工会

甘楽町プレミアム付商品券の約束ごと

1 プレミアム付商品券発行事業について、おぼえて頂くこと

① プレミアム商品券販売日程

令和8年2月15日(日) 役場で出張販売開始し、

翌2月16日(月)から3月19日(木)まで役場で販売する。

② 商品券には有効期限があること。

令和8年2月15日(日)から令和8年7月31日(金)まで

※有効期限を過ぎた商品券は無効となるので商品等との取替えはできない。

③ 商品券は「1,000円券」のみであること。

④ 商品券の換金手続受付期限は、令和8年8月14日(金)の金融機関窓口営業時間までであること。(換金日は毎月10日、20日、月末日)

⑤ 商品券が利用できない商品・サービスがあること。

・不動産・金融商品

・たばこ

・他の商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード、電子マネーなどへのチャージなど換金性の高いもの

・「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの

・登録店自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)に利用すること

・収納代行による商品券の利用

・国や地方公共団体への支払い

⑥ 商品券の額面未満の利用の場合でも、釣銭は出さない。

⑦ 取扱金融機関は裏面記載の町内金融機関となるが、口座がないときには新規に開設する必要があること。

⑧ 取扱金融機関での手数料は、甘楽町が負担すること。

2 不正を働かないこと

① 登録店では自分の店の商品仕入等に商品券を使用しないこと

② 登録店同士で不正を働かないこと。

③ 商品券を他人に売却しないこと。

④ その他、商品券を目的に反して悪用しないこと。

3 商品券換金について

商品券の換金手続きは、町内取扱金融機関の窓口で行ってください。

※取扱金融機関の夜間金庫への入金(受付)はできません。

4 要綱の確認について

本事業に参加するにおいて、必ず要綱に目を通し、その内容を遵守すること。

甘楽町プレミアム付商品券取扱金融機関一覧

No.	金融機関名	支 店 名
1	群馬銀行	甘楽町支店
2	しののめ信用金庫	小幡支店
3	群馬県信用組合	甘楽町支店
4	J A 甘楽富岡	甘楽支所